

岩手県ダンススポーツ連盟名誉役員の委嘱等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県ダンススポーツ連盟規約（以下「規約」という。）第22条に規定する名誉役員について、委嘱の基準及び職務等について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱の基準)

第2条 名誉役員の委嘱の基準は、原則として次の通りとする。

- (1) 名誉会長は、学識経験が深く、本連盟の活動に理解がある者で本連盟発展のための助言や指導が期待できる者とする。
- (2) 名誉顧問は、学識経験が深く、本連盟の活動に理解がある者で本連盟発展のための助言や支援が期待できる者とする。
- (3) 顧問は、本連盟の会長又は副会長を通算3期以上務めた者で、本連盟の発展に功績のあった者とする。
- (4) 参与は、本連盟の常務理事を通算3期以上務めた者で、本連盟の発展に功績のあった者とする。

(委嘱の手続)

第3条 名誉役員の委嘱は、理事会で決議の上、本人の承諾を得て、会長が委嘱する。

2 名誉役員を解任するときは、理事会で決議のうえ、会長が告知するものとする。

(任期)

第4条 名誉役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(名誉役員の職務)

第5条 名誉役員の職務は、次の通りとする。

- 2 名誉会長及び名誉顧問は、本連盟の事業等に協力し、求められた場合には会長に対して意見を述べるができるものとする。
- 3 顧問は、理事会に出席し、又は会長に対して本連盟の重要事項について意見を述べるができるものとする。
- 4 参与は、本連盟の事業等に協力し、会長及び理事会の諮問に応じるものとする。

(経費負担)

第6条 名誉役員の職務に関する経費は、本連盟が負担する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、顧問及び賛助会員に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年7月13日から施行する。
- 2 岩手県ダンススポーツ連盟顧問及び賛助会員の職務等に関する規程は廃止する。